

財務省告示第三百五十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、

平成十九年九月二十五日に発行した利付国債の発

行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年十月九日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記 利付国庫債券（五年）（第六十六

二 発行の根拠 回）

三 法律及びそ 財政法（昭和二十二年法律第三

の 十四号）第四条第一項及び平成

十九年度における財政運営のた

め の 公債の発行の特例等に関する

る 法律（平成十九年法律第二十

五号）第二条第一項並びに特別

会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十六条第

一 項及び附則第七十六条第一項

社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札」と同時に行われる入札で

あつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の 決定を受けた各申込みの応募

四 発行方法

三 振替法の適

二 法律及びそ

一 名称及び記

十四 初期利子
 平成二十年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十五 第二期利子
 毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
 平成二十四年九月二十日額面金額百円につき百円
 日本銀行
 財務大臣から通知を受けた者
 平成十九年九月二十五日
 二十 十九 十八 十七 十六 十五
 払込期日 入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限
 平成十九年九月二十五日